

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年^{大蔵省}労働省令第一号）

改正案		別表第一（第百十四条第一項第三号ハ関係）		現行	
項目	記載する事項	項目	記載する事項	項目	記載する事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
預金に関する指標	一 (略) 二 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	預金に関する指標	一 (略) 二 固定自由金利定期預金、変動自由金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	預金に関する指標	一 (略) 二 固定自由金利定期預金、変動自由金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
有価証券に関する指標	一 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高 二 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国証券その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高 三 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分をいう。）の平均残高 四 (略)	有価証券に関する指標	一 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及び貸付商品債券の区分をいう。）の平均残高 (新設) 二 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式及び外国証券その他の証券並びに貸付有価証券の区分をいう。）の残高 三 (略)	有価証券に関する指標	一 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及び貸付商品債券の区分をいう。）の平均残高 (新設) 二 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式及び外国証券その他の証券並びに貸付有価証券の区分をいう。）の残高 三 (略)
信託業務に	一 (略)	信託業務に	一 (略)	信託業務に	一 (略)

関する指標 (信託業務 を営む場合 に限る。)	
二 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高 三 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高 四 (略) 五 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高 六 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高 七 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高 八～十一 (略) 十二 金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式その他の証券の区分をいう。）の残高	
関する指標 (信託業務 を営む場合 に限る。)	
二 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の期末受託残高 三 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の期末受託残高 四 (略) 五 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高 六 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の期末残高 七 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の期末残高 八～十一 (略) 十二 金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式その他の証券の区分をいう。）の期末残高	